

松島ブランド認知度向上助成金交付要綱

(目的)

第1条 松島ブランド認定事業者（以下、認定事業者）に対し、物産展等のイベント出店費用の一部を助成することにより、松島ブランド認定商品（以下、認定商品）の積極的な県外での販売活動を促進し、「松島ブランド」の全国的な認知度向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、認定事業者とする。

(助成対象)

第3条 宮城県外で開催される物産展等イベントに出店し、BtoC で松島ブランド認定商品の販売活動に取り組む際の以下の費用を助成対象とする。

- 1 出店料
- 2 交通費（認定事業者店舗から会場までの公共交通機関で算定）

(助成限度額)

第4条 助成対象費用の2分の1とする。

なお、同一の補助対象者に対し、1会計年度内において上限は2万円までとする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、物産展等の出店にあたり、事前に松島ブランド認知度向上助成金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて利府松島商工会に提出する。

- 1) 助成対象経費（見積書、開催要領等による積算根拠）
- 2) その他、商工会長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第6条 商工会長は、前条の要項により助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書（様式2）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第7条 商工会長より交付決定を受けた事業者は、物産展等の出店後、当該経費の支出が確認できる書類を助成金請求書（様式3）に添付し請求する。

- 1) 助成対象経費の支払いが確認できる書類（領収書、振込依頼書）
- 2) 当該出店における販売金額の実績報告（総額及び認定商品個別）
- 3) その他、商工会長が必要と認めるもの

(助成金の交付)

第8条 商工会長は、前条の要項により、助成金の交付決定後、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の予算額)

第9条 助成金の予算額は10万円とし、予算総額を執行した段階で、実施期間の途中であっても終了する。但し、商工会長が必要と認めた場合は協議する。

(助成事業の実施期間)

第10条 本事業の実施期間は、令和6年8月1日から令和7年2月15日までとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工会長が別に定めるものとする。

付則

(施行期日)

1. この要綱は、令和6年7月10日から施行する。